○厚生労働省告示第二百六十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。

平成二十七年五月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

第15部　追　補　⑾

内　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
アシテアダニ舌下錠100単位（ＩＲ）	100ＩＲ１錠	67.10
アシテアダニ舌下錠300単位（ＩＲ）	300ＩＲ１錠	201.20
（お）		
オプスミット錠10mg	10mg１錠	14,594.00
（さ）		
サデルガカプセル100mg	100mg１カプセル	76,925.90
ザファテック錠50mg	50mg１錠	559.20
ザファテック錠100mg	100mg１錠	1,045.10
（そ）		
ソバルディ錠400mg	400mg１錠	61,799.30
（の）		
ノピコールカプセル2.5μg	2.5μg１カプセル	1,795.00
（ほ）		
ボマリストカプセル１mg	１mg１カプセル	42,624.80
ボマリストカプセル２mg	２mg１カプセル	50,802.00
ボマリストカプセル３mg	３mg１カプセル	56,294.50
ボマリストカプセル４mg	４mg１カプセル	60,548.00
（れ）		
レンビマカプセル４mg	４mg１カプセル	3,956.40
レンビマカプセル10mg	10mg１カプセル	9,354.20
（わ）		
ワントラム錠100mg	100mg１錠	119.10

注　射　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（え）		
エビリファイ持続性水懸筋注用300mg	300mg１瓶（懸濁用液付）	38,212
エビリファイ持続性水懸筋注用300mgシリンジ	300mg１キット	38,271
エビリファイ持続性水懸筋注用400mg	400mg１瓶（懸濁用液付）	46,480
エビリファイ持続性水懸筋注用400mgシリンジ	400mg１キット	46,539
（お）		
オルテレブ点滴静注用150mg	150mg１瓶	8,261
（か）		
ガドビスト静注1.0mol／Ｌシリンジ５mL	60.47％５mL１筒	5,114
ガドビスト静注1.0mol／Ｌシリンジ7.5mL	60.47％7.5mL１筒	7,457
ガドビスト静注1.0mol／Ｌシリンジ10mL	60.47％10mL１筒	9,745
（さ）		
サイラムザ点滴静注液100mg	100mg10mL１瓶	75,265
サイラムザ点滴静注液500mg	500mg50mL１瓶	355,450
（の）		
ノボサーティーン静注用2500	2,500国際単位１瓶（溶解液付）	3,648,446

外　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（え）		
エクリラ400μgジェヌエア30吸入用	30吸入１キット	3,150.90
（て）		
デュアック配合ゲル	１ｇ	157.40

○厚生労働省告示第二百七十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ク及び第二十一条第二号ク並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ク及び第二十一条第三号クの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。

平成二十七年五月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十第二号(一)ハ中「及びトリーメク配合錠」を「、トリーメク配合錠、ソバルディ錠四〇〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、ノピコールカプセル二・五μg及びエクリラ四〇〇μgジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。

平成二十七年五月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の507から519までの項中

3あり	アンブリセンタン，ボセンタン水和物，リオシグアト

を

3あり	アンブリセンタン水和物，リシテンタン

に、同表の1900から1912までの項中

5あり	ボルテゾミブ，レナリドミド水和物

を

5あり	ボルテゾミブ，レナリドミド水和物，ボマリドミド

に改める。

○厚生労働省告示第二百七十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。

平成二十七年五月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久